

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第30回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成22年9月22日（水）午前10時から午前10時40分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（委員）井部俊子，上原敏夫，鈴木和宏，山岸良太，吉戒修一

（庶務）江川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）委員長の選出等

（3）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（4）協議

ア 平成23年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

イ 平成23年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（5）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

退任した岩村委員の後任として、鈴木委員が、退任した池田委員の後任として吉戒委員がそれぞれ紹介された。

(2) 地域委員長の選出等

先日開催された第2分科会において、複数の委員から、東京地裁所長である吉戒委員が適当であるとの意見が出され、一部の委員から、なるべく客観性を保つために裁判所委員以外の方で適任者があればその方がよいのではないかという意見が出たが、全体としては、吉戒委員を委員長に推すことに異論はなかったとの報告があった。

当分科会でも、吉戒委員を委員長に選出することで結論が一致した。なお、基本的には吉戒委員が委員長となることに賛成だが、重点審議者に関する所長の意見は重要となるなどの事情があるため、所長が委員長を兼ねる際には、地域委員会の進行について、その点を御留意いただきたいとの意見があった。

また、同委員が当分科会の分科会長に選出された。

(3) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、7月2日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における協議の結果、平成22年下半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した80人のうち、その後、出向した5人を除く75人について審議が行われ、75人全員に対し指名適当との答申がされたことが報告された。

続いて、9月8日に開催された指名諮問委員会の概要が報告された。

(4) 協議

ア 平成23年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成23年4月期の弁護士から裁判官へ任官希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）8人のうち、3人が当分科会に係るとの説明があった。

協議の結果、弁護士任官候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙1及び別紙2の各書式により裁判所及び検察庁に情報受付の周知を依頼すること、別紙3の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること、別紙4の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し、これにより得られた情報提供者に別紙5の書式により情報提供を依頼することとされた。

なお、弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は、11月1日（月）までとすることとされた。

イ 平成23年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、平成23年上半期に判事への再任、判事補から判事への任命を希望する者（以下、「再任候補者」という。）合計117人のうち60人が当委員会関係にあり、そのうち37人が当分科会に係るとの説明があった。

協議の結果、再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙6の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任候補者に関する情報収集については、従前どおり、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめないこと、段階評価があっても、顕名で、かつ具体的記載がある場合には情報として受け付けるというこれまで

の慣行が変わらないことが確認された。また、ある委員からは、重点審議者に関する情報収集について、幅広く情報収集を行うというルールは承知しているが、今回の場合、対象者の前任庁での勤務時期がかなり前であることからすると、前任庁調査まで行うのはどうかという意見が出された。

再任候補者に関する情報の受付期限については、11月1日(月)までとすることとされた。

なお、ある委員からは、長ければよいという訳ではないが、情報収集をするためには、ある程度の期間を要するという意見が述べられ、庶務から指名諮問委員会に対し、協議の中で上記意見が出されたことを伝えることとされた。

(5) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び再任候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、11月10日(水)午後1時30分から第2中会議室で開催することとされた。

以上

平成 22 年 9 月 × × 日

東京高等裁判所長官 殿

東京地方裁判所長 殿

東京家庭裁判所長 殿

東京高等検察庁検事長 殿

東京地方検察庁検事正 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 23 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属

(期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成22年11月1日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リストを添付】

平成 2 2 年 9 月 × × 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 2 3 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 2 2 年 1 1 月 1 日 (月) まで (ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リスト中の係属事件を添付】

平成 2 2 年 9 月 × × 日

弁護士

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度，平成 2 3 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては，任官希望者が担当した別紙の事件を通じて，任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には，下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 2 2 年 1 1 月 1 日（月）まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を添付】

平成 22 年 9 月 × × 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供に
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 23 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会において弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数ですが、下記の例に該当するような弁護士（10 人程度）の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を、10 月 日《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁護士）
- 3 直近 3 年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことのある弁護士

4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことがある
弁護士

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 22 年 9 月 × × 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 23 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 22 年 11 月 1 日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の

氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 22 年 9 月 × × 日

東京高等検察庁検事長	殿	《各別に宛先記載》
地方検察庁検事正	殿	
弁護士会会長	殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成 23 年 2 月から 9 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成22年11月1日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第30回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成22年9月21日（火）午前10時から午前10時55分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）河村博，樋口美雄，松本新太郎，山名学

（庶務）江川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）委員長の選出等

（3）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（4）協議

ア 平成23年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

イ 平成23年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（5）今後の予定等

5 議事

(1) 新地域委員の紹介

第1分科会に移った吉戒委員の後任として、山名委員が紹介された。

(2) 地域委員長の選出等

複数の委員から、地域委員会の役割、幅広い実務経験等からすると、東京地裁所長である吉戒委員が適当であるとの意見が出され、一部の委員から、なるべく客観性を保つために裁判所委員以外の方で適任者があればその方がよいのではないかという意見が出されたが、全体としては、吉戒委員を委員長に推すことに異論はなく、その旨、当分科会の意見として、後日開催される第1分科会に伝えることとされた。

(3) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、7月2日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における協議の結果、平成22年下半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した80人のうち、その後、出向した5人を除く75人について審議が行われ、75人全員に対し指名適当との答申がされたことが報告された。

続いて、9月8日に開催された指名諮問委員会の概要が報告された。

(4) 協議

ア 平成23年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成23年4月期の弁護士から裁判官へ任官希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）8人のうち、1人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、弁護士任官候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙 1 及び別紙 2 の各書式により裁判所及び検察庁に情報受付の周知を依頼すること、別紙 3 の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること、別紙 4 の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し、これにより得られた情報提供者に別紙 5 の書式により情報提供を依頼することとされた。

なお、弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は、11月1日(月)までとすることとされた。

イ 平成 23 年上半期の再任(判事任命)候補者に関する情報収集について
庶務から、平成 23 年上半期に判事への再任、判事補から判事への任命を希望する者(以下、「再任候補者」という。)合計 117 人のうち 60 人が当委員会関係にあり、そのうち 23 人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙 6 の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

また、再任候補者に関する情報の受付期限については、11月1日(月)までとすることとされた。

(5) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び再任候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、11月9日(火)午後 3 時 30 分から第 1 中会議室で開催することとされた。

以上

平成 22 年 9 月 × × 日

東京高等裁判所長官 殿	《各別に宛先記載》
地方裁判所長 殿	
家庭裁判所長 殿	
東京高等検察庁検事長 殿	
地方検察庁検事正 殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会
東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について
(依頼)

この度、平成 23 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成22年11月1日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リストを添付】

平成 2 2 年 9 月 × × 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 2 3 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 2 2 年 1 1 月 1 日 (月) まで (ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リスト中の係属事件を添付】

平成 2 2 年 9 月 × × 日

弁護士

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 2 3 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 2 2 年 1 1 月 1 日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を添付】

平成 22 年 9 月 × × 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供に
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 23 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会において弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数ですが、下記の例に該当するような弁護士（10 人程度）の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を、10 月 日《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁護士）
- 3 直近 3 年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことのある弁護士

4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことがある
弁護士

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 22 年 9 月 × × 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 23 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 22 年 11 月 1 日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の

氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成 22 年 9 月 × × 日

東京高等検察庁検事長	殿	《各別に宛先記載》
地方検察庁検事正	殿	
弁護士会会長	殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成 23 年 2 月から 9 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成22年11月1日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し(親展表示をする。)、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長